

頭工と頭代の系譜について

—16～19世紀における伊勢神宮の工匠組織に関する研究—

浜島 一成*

The Lineages of Thoku and Thodai

—A study on the jinguko groups of Ise-Jingu in the 16th and 19th century—

Kazunari HAMAJIMA

1. はじめに

伊勢神宮では、古代から現代に至るまで式年遷宮が行われ、それら遷宮工事に多くの建築工匠が携わってきた。それら建築工匠の中で、名前が判明するのは13世紀後期からであり、当初は神官が建築工匠を兼務することもあった。それら建築工匠の系譜は、伊勢神宮に残る豊富な造営文書等により明らかになりつつあり¹⁾、その系譜の分岐点として、応仁の乱による式年遷宮の中断が挙げられる。そこで本稿では、この応仁の乱後の16世紀から、江戸幕府が主体となって行なった最後の式年遷宮である明治2年までにおける、建築工匠の系譜について述べる。

ところで遷宮工事に携わる建築工匠（本稿では、神宮工と呼ぶ）は、内宮44人、外宮33人であり、それぞれ11人ごとに「方」と呼ばれるグループに分けられる（内宮は一頭方から四頭方、外宮は一頭方から三頭方）。「方」は頭工1人、小工10人（小工の頭を頭代と呼ぶ）で構成される。そして、これら神宮工に任命されるには、14世紀以降になると補任状と呼ばれる任命書が必要であり、その補任状を得ることにより造営工事に参加することが可能となる。この補任状を所持することにより得られる工事の独占的施工権を、大工職と呼ぶ。伊勢神宮では、本来は工事のための労働組織であった「頭工・小工」制が、14世紀以降は大工職を意味するところの「頭工・小工」制へと変化する²⁾。さらに、15世紀後半期には、血縁関係を有する工匠間での大工職継承が確認できる。

そこで以下、16世紀から19世紀における、内宮・外宮の頭方ごとの頭工・頭代の系譜について検討する³⁾。そして、この時期における伊勢神宮の工匠組織の性格について一考察を行う。

2. 内宮の頭工と頭代

【一頭方頭工】

中臣姓で「兼」の頭字を有する工匠が、15世紀において6代続いた⁴⁾。そして、15世紀後期の文明6年(1474)に、中臣兼久から中臣弘元へと継承され⁵⁾、永正17年(1520)頃には、「父弘定」から「子弘保」⁶⁾へと継承される。そのため、それまでの「兼」を頭字とする工匠から、「弘」を頭字とする工匠へと大工職が移動したといえる。さらに、「自天正以下(ママ)鋪任系図」⁷⁾(以下「系図」と略す)には、天正2年(1574)に「祖父廣盛」から「子中川竹徳丸廣安」へと大工職が継承したと記される。「廣」は「弘」に通じるため、弘定から廣安まで同じ系統の工匠と推測される⁸⁾。また、「子中川竹徳丸廣安」とあることから、この工匠家は、天正の初め頃には、中川を名乗っていたといえる。

ところで、慶長9～10年(1604～5)に「山田の杉木宗大夫」⁹⁾とあり、初めて杉木宗大夫の名前が史料上確認できる。この後、文化14年(1817)まで、約200年間にわたり杉木宗大夫が大工職を継承する。そのため、16世紀末頃、中川家から杉木家へ大工職が移動したと考えられる。また、歴代の杉木宗大夫の中で実名が判明するのは、慶長年間の「正宣」¹⁰⁾が古い。そして、「系図」には、寛永3年(1626)に正吉から子の権六正直、慶安2年(1649)に正直から子の権六正祐、寛文9年(1669)に正祐から子の新三郎へ大工職が移動したと記される。この記述が正しいならば、17世紀初期から中期にかけて、杉木宗大夫は「正」を頭字としていたといえる。しかし、享保7年(1722)になると、吉任¹¹⁾が見出されるため、上記内容は一時的なものといえる。

文化14年(1817)以降では、文政7年(1824)にかけて桐権之助¹²⁾、文政10年(1827)より明治2年(1869)にかけて、刀祢弾正が見出される¹³⁾。

【二頭方頭工】

15世紀末の延徳年間から明治2年にかけて、一時的に他家へ移動するものの、高向家が大工職を継続して所持した。その初見は、延徳2年(1490)から延徳4年にかけての、高向屋源右衛門・高向屋二頭大夫¹⁴⁾であり、天文16年(1547)には「高向二頭大夫光盛」¹⁵⁾とある。また、「系図」には、天正2年(1574)に光盛から光香、寛永3年(1626)に光香から光秀へ大工職が移動したと記される。しかし、外宮の永禄6年式年遷宮について記した「永禄記」天文24年(1555)7月24日条¹⁶⁾に、外宮頭代とともに「高向五郎大夫光慶」とあるため、この光慶が二頭方頭工であった可能性もある。さらに、慶長年間には光清¹⁷⁾とある。そのため、「系図」のこの箇所¹⁸⁾の記述内容の信憑性は低いといわざるを得ない。但し、光香は、天正13年(1585)の式年遷宮において、二頭方頭工として活動したことが確認できる¹⁸⁾。

さらに「系図」では、光秀が慶安元年(1648)に籠舎されたため、十文字仙大夫重勝

へ大工職を譲り、万治2年(1659)に赦免されると、二本杉五平次伊益へと大工職が移動したと記す。ところで、万治2年の「常基古今雑事記」¹⁹⁾には、慶安に高向屋が勤めを怠ったため、万治2年の山口祭は名代として二本杉左衛門子が出仕したと記す。おそらく、「高向屋」は、高向光秀を指し、二本杉左衛門子は、二本杉五平次伊益を指すのであろう。これが事実ならば、「系図」に記された、万治2年(1659)の二本杉五平次伊益への大工職の移動は事実といえそうである。

この後、天和2年(1682)から元禄16年(1703)にかけて「高向九郎左衛門」²⁰⁾、享保年間に「高向左衛門」²¹⁾、寛保3年(1743)に高向越後²²⁾とある。ところが、宝暦13年(1763)に上部内蔵助²³⁾、天明8年(1788)から天保8年(1837)にかけて上部左衛門²⁴⁾と上部家が、大工職を半世紀以上にわたって所持する。また、天保8年(1837)に高向左京²⁵⁾が見出されることから、高向家に大工職が戻り、明治2年(1869)まで所持する²⁶⁾。

【三頭方頭工】

15世紀後期の文明11年(1479)に、荒木田弘次から荒木田弘久へ継承され、荒木田姓で「弘」を頭字とする工匠により大工職が所持された。「系図」には、天正2年(1574)に政廣から坂源市郎荒木田尚盛へ大工職が譲られたと記す。政廣は、他の史料で確認できないものの、もし、実在したならば、前述した一頭工と同様に、「廣」は「弘」に通じるため、荒木田弘次・弘久と政廣は同じ系統の工匠と推測される²⁷⁾。つまり、15世紀中期から16世紀中期にかけて、「弘」もしくは「廣」を片字とする工匠により、大工職が継承されたと推測される。そして、荒木田姓の坂家は後述するように、その後、幕末まで大工職を所持する。尚、坂尚盛は、天正13年(1585)から慶長10年(1605)まで史料上確認できる²⁸⁾。

さらに、「系図」には、寛永3年(1626)に尚盛から子の尚長へ、その20年後の正保3年(1646)に尚長から左衛門尚次へ、さらに23年後の、寛文9年(1669)に坂源左衛門尚次から長子の坂左門へ大工職が譲られたと記す。尚長・尚次の名前は、史料上確認できないが、万治元年(1658)に記される「坂源左衛門」²⁹⁾は、年代から判断すると尚次のことかもしれない。その後、通称として左門が安永7年(1778)³⁰⁾にかけて、100年以上確認できる。さらに、天明8年(1788)から天保8年(1837)³¹⁾にかけて坂常陸、天保8年から文久2年(1862)³²⁾にかけて坂正親が史料上確認できる。

【四頭方頭工】

天正13年(1585)から、慶長10年(1605)にかけて、野入新兵衛国秀が確認できる³³⁾。また、「系図」では、寛永3年(1626)に野入新兵衛国秀が山本右馬助藤原末朝へ大工職を売却し、寛永21年(1644)に山本右馬助藤原末朝から子の右馬助藤原末慶に大工職を譲ったと記す。これら記事を信じるならば、野入国秀は17世紀前期に至るまで約

40年以上に渡り大工職を所持したことになる。ところで、山本末朝・末慶が大工職を所持したとの史料は見出せないものの、万治元年（1658）に「山本妻女」³⁴⁾とある。そのため、山本家の妻女が大工職を所持したことが確実なため、山本家が万治元年以前より大工職を所持していたといえる。

18・19世紀では、複数の工匠家により大工職が継承される。元禄13年（1700）から寛保3年（1743）にかけて赤柄七左衛門³⁵⁾、宝暦5年（1755）から明和6年（1769）にかけて大主長左衛門³⁶⁾、天明8年（1788）から文政5年（1822）にかけて沢瀉伊織³⁷⁾、文政7年（1824）から文政12年（1829）にかけて岡田造酒³⁸⁾、天保8年（1837）から嘉永元年（1848）にかけて木下修理³⁹⁾、嘉永2年から文久2年（1862）にかけて岡村左内⁴⁰⁾が大工職を所持する。

【一頭方頭代】

「系図」には、天正2年（1574）に弘敦から久保倉弘佐へ、慶長17年（1612）に橋弘佐から子の助左衛門弘繁へ、寛永21年（1644）に久保倉右近弘繁から子の久保倉右近弘宣へと大工職が譲られたと記す。これら4人の中で、他の史料で確認できるのは、弘敦を除く三人である。久保倉弘佐は、天正13年（1585）式年遷宮に際し名前が見出され⁴¹⁾、久保倉弘繁と久保倉弘宣は、「久保倉本家系譜」⁴²⁾に父子として記される。また、万治元年（1658）の「久保倉右近」⁴³⁾は、「系図」の内容を信じるならば、久保倉右近弘宣を指すといえる。さらに、元禄16年（1703）に、久保倉助之允⁴⁴⁾が見える。そのため、久保倉家が、18世紀初期まで大工職を所持したといえる。

18世紀の享保年間以降、複数の工匠家により大工職が継承される。享保2年（1717）から元文3年（1739）にかけて中西内蔵之進⁴⁵⁾、寛保3年（1743）から安永7年（1778）にかけて杉木三郎大夫⁴⁶⁾、天明8年（1788）から文政5年（1822）にかけて益谷大学⁴⁷⁾、文政12年（1829）から天保8年（1837）にかけて菊屋兵部⁴⁸⁾、天保8年（1837）3月に益谷式部⁴⁹⁾、天保11年（1840）に柳主税⁵⁰⁾、天保14年から文久2年（1862）にかけて孫福右近⁵¹⁾、明治2年（1869）に孫福要人が史料上確認できる⁵²⁾。

【二頭方頭代】

「系図」には、天正2年（1574）に次秀から田中次徳へ大工職が移動し、元和元年（1615）に杉木作大夫正勝が田中七郎右衛門次徳より大工職を買取り、寛永21年（1644）に杉木作大夫正勝から子の杉木作兵衛正元へ大工職が譲られたと記す。天正13年に「次徳」⁵³⁾が見出されるため、上記の天正2年の記述と符号する。そのため、この時期に「次」を頭字とする工匠により大工職が継承されたといえる。一方、慶長年間に「清次」⁵⁴⁾とあり、元和元年に杉木作大夫正勝が田中次徳より大工職を買い取った記述とは、符号しない。ところで、杉木作大夫は慶長14年（1609）⁵⁵⁾、杉木作兵衛は寛永21年（1644）⁵⁶⁾に名前が見出されるため実在が確認できる。そのため、「系図」

に記す大工職を得た年月日等は不正確であるものの、大工職を所持した点は事実といえよう。

さらに、「系図」には、万治元年（1658）に浦田織部藤原長次が杉木作兵衛藤原正元から大工職を買取ったと記す。この内容と同じ記述が、「司家引付」⁵⁷⁾にもあり、さらに、「万治元年内宮回祿記」⁵⁸⁾に「浦田織部」が見出されることから、万治元年の記事は事実といえる。

18世紀に入ると、再び杉木家が大工職を所持するようになる。享保2年（1717）に杉木喜左衛門⁵⁹⁾、寛保3年（1743）に杉木左京⁶⁰⁾が見出せる。しかし、天明8年（1788）に坂口藤間⁶¹⁾が大工職を所持すると、文化14年（1817）3月頃、一時的に杉木左京が所持するものの⁶²⁾、2ヶ月後の5月には、大國左内が大工職に任じられる⁶³⁾。大國左内は、弘化2年（1845）に伴治部盛宗へ大工職を譲る⁶⁴⁾。

【三頭方頭代】

「系図」には、天正2年に荒木田弘吉から梅屋光久へ、寛永3年（1626）に梅谷喜衛門藤原光久から子の左平藤原光忠に、万治2年（1659）に梅谷喜衛門吉宗（光忠のこと）から養子の原長左衛門時通に大工職が移動したと記す。天正2年の記事については、大工職補任状が存在するため事実といえる⁶⁵⁾。また、原長左衛門は、万治元年に大工職を所持したことが確認できる⁶⁶⁾。そのため、万治2年の記事は、年月日等が不正確であるが根拠のあるものといえる。

その後、幕末まで原家が大工職を所持する。実名が不明な工匠が多く、通称を挙げると、元禄13年（1700）の原内記⁶⁷⁾、享保2年（1717）の原監物（左京）⁶⁸⁾、天明8年（1788）の原大隅⁶⁹⁾、文化14年（1817）の原左京⁷⁰⁾、文政12年（1829）の原上総時量⁷¹⁾が確認できる。そして、嘉永元年（1848）に原上総時量から栗谷要人義弘に大工職が移動し⁷²⁾、明治2年（1869）には栗谷方吉とある⁷³⁾。

【四頭方頭代】

「系図」には、天正2年に榎六郎衛門伊次から榎花衛門伊清へ、寛永3年（1626）に花衛門から中世古忠兵衛藤原正次へ大工職が移動し、寛永21年（1644）には中世古忠兵衛藤原正次から吹上善十郎藤原正利へ売買され、万治2年（1659）にも吹上善十郎藤原正利から山本松太郎藤原末辰へ売買されたと記す。天正13年に「伊清」⁷⁴⁾とあることから、上述した天正2年の記事は事実と考えてよさそうである。しかし、慶長年間に「正家」⁷⁵⁾とあることから、正家が仮に花衛門を名乗っていたならば、寛永三年の記事は事実といえるが、それを裏付ける史料は存在しない。また、万治2年に大工職を買得した山本末辰は、同時期に四頭工職を所持した山本末朝・末慶父子と名前が一字違いのため、同じ工匠家の可能性が高い。事実、万治元年に四頭工職と四頭代職を、山本妻女が所持したことから裏付けられる⁷⁶⁾。

18世紀に入ると、複数の工匠家により大工職が継承される。享保2年(1717)に小川清大夫⁷⁷⁾、宝暦5年(1755)に一文字縫殿⁷⁸⁾、天明8年(1788)に同じ一文字を名乗る一文字鞞負⁷⁹⁾が見出され、文政2年(1819)に杉内記⁸⁰⁾、天保8年(1837)に中須左近⁸¹⁾へと移動する。中須左近は、弘化2年(1845)3月に死去し⁸²⁾、翌年に結城弥三大夫へ大工職が移動する⁸³⁾。結城弥三大夫は、文久2年(1862)まで造営文書等で確認できる⁸⁴⁾。

3. 外宮の頭工と頭代

【一頭方頭工】

式年遷宮が130年ぶりに再開された永禄6年式年遷宮では、天文24年(1555)に「一頭大夫興房」とあり⁸⁵⁾、その後、天正年間には「北長衛門尉」⁸⁶⁾「一頭大夫意親」⁸⁷⁾とある。ところで、この大工職を代々継承したとされる北氏の系図等を記したものに、「掃守氏北家系図」(以下「北氏」と略す。)⁸⁸⁾がある。「北氏」よると、「北長右衛門尉」は北之親に当たり、この之親の長男を意親と記す。また、慶長13年頃に、一頭工として「福島」⁸⁹⁾が見出せるが、「北氏」によると、之親の次男末長に「福島鍋次郎」と書き込みがあり、おそらく「福島」は末長と推測される。

ところで、「頭工補任記」(以下「補任記」と略す)⁹⁰⁾には、慶長15年(1610)の延親から伊親へ大工職を譲る補任状写を収める。「北氏」によると、延親は之親の弟、つまり末長の叔父にあたる。そして、伊親は末長の子であり、後に意親の養子になる。上述したように、慶長13年頃末長が一頭工であったと推測されることから、その2年後の慶長15年に、延親が末長の子に大工職を譲る可能性は極めて低いといえる。さらに、延親は「北氏」によると、天正15年(1587)没と記され、この補任状の作成される23年前に他界している。そのため、この補任状は偽書と推測される。一方、伊親は、上述したように、末長の子であり、後に末長から一頭工職を譲られた可能性は高い。

さらに、「補任記」は、寛永21年(1644)と正保4年(1647)の伊親から子の員親へ、慶安4～5年(1651～52)の員親から弟の常親へ、大工職を譲る補任状写を収める。

「北氏」から、伊親と員親の親子関係は確認できるが、員親と常親の兄弟関係は確認できない⁹¹⁾。しかも、寛文6年8月18日に「一頭工来田監物員親權、疾故男彦太郎盛親代之」⁹²⁾とあり、一頭工員親の代理として盛親が記され、さらに翌年7年6月29日条に、「一頭盛親」⁹³⁾とある。つまり、造営文書から、員親の代理であった盛親が、その後一頭工に補任されたことが確認できるため、慶安年間の員親から常親へ譲る補任状は偽書といえる。

この後、幕末に至るまで北(来田)家が⁹⁴⁾大工職を継承する。実名が知られる工匠を挙げると、寛文9年に宣親⁹⁴⁾、元禄2年(1689)に晨親⁹⁵⁾、宝永6年(1709)に仲親⁹⁶⁾、

享保8年(1723)に胤親(親岑)⁹⁷⁾、明和6年(1769)に依親⁹⁸⁾、寛政元年(1789)に正久⁹⁹⁾、文化14年(1817)に養子である展親¹⁰⁰⁾、天保13年(1842)に来田新左衛門博親¹⁰¹⁾が確認できる。

【二頭方頭工】

文明3年(1471)に「弘正」¹⁰²⁾、天文24年(1555)に「久保倉二頭大夫弘実」¹⁰³⁾、天正13年(1585)に「二頭大夫弘行」¹⁰⁴⁾と、「弘」を頭字とする工匠家により二頭工職が継承される。また、慶長13年頃「久保倉藤蔵」¹⁰⁵⁾とあり、「弘」の頭字は見出せないものの久保倉家が木工職を継承したといえる。

ところで、「補任記」には、慶長15年(1610)及び寛永6年(1629)の久保倉弘吉から弘信へ、寛永21年(1644)及び正保4年(1647)の久保倉弘信から弘香へ、木工職を譲る補任状写が収められる。そして、弘吉については確認が出来ないものの、弘信と弘香は、「岩淵久保倉系図」¹⁰⁶⁾より兄弟であったことが確認できる。しかし、弘信と弘香が二頭工職を所持したかどうかは不明である。さらに、寛永21年(1644)に「久保倉主計」¹⁰⁷⁾とあるが、弘信もしくは弘香との関係は文献上確認することはできない。

この後、久保倉家が19世紀中期まで木工職を継承する。実名の知られる工匠を以下挙げる。寛文6年(1666)に弘秀¹⁰⁸⁾、元禄2年(1689)に成弘¹⁰⁹⁾、享保8年(1723)に弘晴と秀村¹¹⁰⁾、宝暦11年(1761)に弘秀¹¹¹⁾、寛政元年(1789)に弘毅¹¹²⁾が確認できる。さらに、文政5年(1822)に「兄久保倉和泉言弘」から岩淵弘春へ、また、弘化4(1847)の岩淵修理弘春から辻左京正矩へ木工職を譲る補任状写がある¹¹³⁾。そのため、19世紀中期において、15世紀後半より木工職を代々継承してきた久保倉家に代わって、辻家が木工職を所持したといえる。辻左京正矩は、明治2年(1869)まで木工職を所持する¹¹⁴⁾。

【三頭方頭工】

13世紀初期から15世紀中期にかけて「近」を頭字とし、さらに、14世紀末からは藤井姓を名乗る工匠家により、木工職が継承された¹¹⁵⁾。16世紀にはいると、永正12年(1515)～天文24年(1555)に「近定」¹¹⁶⁾、天文24年～天正13年(1585)に「近昌」¹¹⁷⁾、天正13年11月に「近供」¹¹⁸⁾が見出せる。

ところで、14世紀中期から17世紀初期にかけて外宮三頭方頭工の木工職補任状写を纏めた文書として「造外宮三頭職補任下知状」¹¹⁹⁾(以下「下知状」と略す)があり、この中に16世紀以降の補任状写が4点ある。

- | | |
|--------------------|---------|
| ①永正9年(1512)6月 | 近俊から近定へ |
| ②永禄2年(1559)12月21日 | 近定から近昌へ |
| ③天正13年(1585)10月17日 | 近昌から近供へ |
| ④慶長15年(1610)7月吉日 | 近供から近清へ |

そこで、これら補任状写に記載された工匠名とその補任年月日について検討を加える。まず、近俊は、名前及び補任年月日が他の史料で確認できない。近定は、上述したように永正12年から天文24年にかけて見出せ、①に記すように永正9年に補任された可能性は否定できない。近昌は、②の就任年月日が上述した内容より4年ほど後ろへずれる。近供は、③の就任年が上述した内容と合致する。また、慶長13年頃に「孫七」¹²⁰⁾とあるが、近供のことかもしれない。近清は、④の就任年月日が他の史料で確認できないものの、「補任記」に寛永4年(1627)に近延に譲る補任状写がある。そのため、近清は実在した可能性が高いといえる。以上のことから、「下知状」に記された近俊以外の工匠名は、他の史料で確認できるものの、各々の大工職の就・退任年月日については錯誤が多く認められる。

以下、17世紀中期以降の実名が知られる工匠名を挙げる。前述した近延は、寛文6年(1666)に「藤井九左衛門近延」¹²¹⁾とあることから、「補任記」に記された大工職の移動は事実といえる。その後、元禄2年(1689)に近敍¹²²⁾、享保8年(1723)に近殷¹²³⁾、宝暦13年(1763)に近氏¹²⁴⁾が見出される。近氏は寛政13年(1801)まで大工職を所持する¹²⁵⁾。

ところが、享和2年(1802)に中西長門¹²⁶⁾とあることから、19世紀初頭より藤井家に替わり中西家が大工職を所持したといえる。そして、文化14年(1817)に福田與五郎¹²⁷⁾とあり、一時的に福田家が所持するが、文政6年(1823)に福田式部興親から中西内蔵常紹へ大工職が譲渡され、再び中西家が大工職を所持するようになる¹²⁸⁾。さらに、天保13年(1842)に中西徳八郎常孝へ大工職が移動し¹²⁹⁾、常孝は明治2年まで大工職を所持する¹³⁰⁾。

【一頭方頭代】

16世紀中期から18世紀中期にかけて谷家が大工職を継承する。天文24年に「谷彦六衛門尉盛国」¹³¹⁾、天正13年に「敏国」¹³²⁾、慶長14年頃に「谷左馬知国」¹³³⁾が見出せる。そして、「補任記」には、慶長14年(1609)と元和6年(1620)に敏国から知国へ、寛永21年(1644)と年月日不詳の谷知国から谷吉国へ大工職を譲る補任状写が収められる。慶長14年の補任状写に見える敏国と知国は、上述した史料によりその活動が確認できる。しかも、慶長14年は第42回式年遷宮の遷御等が行われる年であり、工匠の交替はありうることである。また、元和6年は、寛永6年(1629)式年遷宮の関連工事が開始される時期であり、前回の式年遷宮時における大工職の交替を再確認するために同じ内容の補任状を発給したのだろうか。一方、寛永21年の補任状写は、偽書といえる。なぜならば、寛文6年(1666)の木本祭において、知国が老衰のため代理として貞俱が参加し、翌年の木作始では貞俱が一頭代として参加するからである¹³⁴⁾。以降、谷家で実名が判明する工匠名を挙げると、元禄2年(1689)に重国¹³⁵⁾、元文3年(1738)に周国¹³⁶⁾が見出せる。

ところで、「神境秘事談 下」(明和～享和 :1764～1803)には¹³⁷⁾、「谷左馬家 造外宮一頭代なりしか今は此職を福島伊豆に譲れり」とあり、この頃、谷家は谷左馬家と呼ばれ、福島伊豆に大工職を譲ったことがわかる。また、このことは、明和3年(1766)に「福島」¹³⁸⁾、寛政元年(1789)に「末柱福島佐渡」¹³⁹⁾とあることから裏付けられる。これ以後、福島家は、明和6年(1769)に末茂¹⁴⁰⁾、前述した寛政元年(1789)に末柱、文政12年(1829)に末韶¹⁴¹⁾が見出せ、末韶は明治2年までその活動が確認できる¹⁴²⁾。

【二頭方頭代】

天文16年(1547)に「中世古出雲」¹⁴³⁾とあり、永禄6年(1563)式年遷宮に際して、「中嶋ノ北出雲殿」とある¹⁴⁴⁾。これと同時期に作成された「北友親書状」には、「北右馬允友親」と記される¹⁴⁵⁾。ところで、前述した「北氏」には、友親に「右馬允出雲守」と書き込みがあることから、「中嶋ノ北出雲殿」は北友親と考えられる。そのため、北出雲家は、16世紀中期より大工職を所持したといえる。その後、天正13年(1585)に「重親」¹⁴⁶⁾、天正18年に「中嶋北勝蔵」¹⁴⁷⁾、慶長14年に「勝蔵」¹⁴⁸⁾が見出せる。また、「北氏」中の出雲家において「勝蔵」と記されるのは、天正13年に家督を継いだ辰親と、慶長6年に家督を継いだ国親である。そのため、家督を継いだ年代から判断すると、天正18年の「勝蔵」は辰親であり、慶長14年の勝蔵は国親と推測される¹⁴⁹⁾。

ところで、「補任記」には、寛永4年(1627)の北勝蔵藤原重親から孫の北出雲藤原元親に、大工職を譲る補任状写がある。「北氏」によると、重親の孫は元親ではなく国親にあたり、また、上述したように、天正や慶長において大工職が移動している。そのためこの文書は偽書と推測される。尚、北出雲家が二頭方頭代職を所持したことを確認出来る史料上の下限は、寛永21年(1644)である¹⁵⁰⁾。

17世紀中期から、複数の工匠家により大工職が継承される。17世紀中期から18世紀初期にかけて藤与家が継承し、実名がわかるのは、寛文6年の三兵衛光好¹⁵¹⁾、元禄2年の家俊¹⁵²⁾、享保8年(1723)の光俊¹⁵³⁾である。その後、元文から寛延にかけて岡村政方・正胤¹⁵⁴⁾、宝暦7年から13年にかけて喜早清漣¹⁵⁵⁾、明和3年(1766)に出口忠蔵¹⁵⁶⁾、明和6年(1769)から享和2年(1802)にかけて河原維文¹⁵⁷⁾、文化14年(1817)に清水岩三郎¹⁵⁸⁾、文政元年(1818)から文政5年にかけて御巫清富¹⁵⁹⁾、文政7年に谷雅楽之助¹⁶⁰⁾、天保2年(1831)から明治2年にかけて白米左近満直¹⁶¹⁾が見出せる。

【三頭方頭代】

永禄6年(1563)式年遷宮に際して、「北民部少輔」とあり¹⁶²⁾、また、永禄3年(1560)の「北忠親譲状」¹⁶³⁾に、差出人として「北民部丞忠親」が記される。そのため、「北民部少輔」は北忠親といえる。この譲状は、北忠親が孫の「北弥七郎」に宛てたもので、「北氏」によると「北弥七郎」は意親にあたる。そして、譲状の文中に「三頭之代」とあることから、北忠親が孫の意親に三頭代職を譲渡する内容であったことがわかる¹⁶⁴⁾。

この後、慶長13年頃に「北勝蔵市兵衛」¹⁶⁵⁾、寛文4年(1664)年に来田新左衛門¹⁶⁶⁾が見出せる。

ところで、「補任記」には、慶長15年(1610)の北新兵衛安親から与親へ¹⁶⁷⁾、さらに、寛永21年(1644)の与親から尹親へ大工職を譲る補任状写がそれぞれある。忠親は後に安親と改名するが¹⁶⁸⁾、「北氏」によると、安親の曾孫が与親、与親の子が尹親に当たる。上述したように、安親(忠親)は孫の意親に三頭代を譲っており、補任状に記されるように、曾孫与親へ譲ることはありえない。そのため、この慶長15年の補任状は偽書といえる。一方、与親は、「北氏」によると「市兵衛」と記され、上述した慶長13年の「北勝蔵市兵衛」の可能性もある。与親の父長親は、三頭代意親の弟であり、そのため、意親から甥の与親へ大工職が継承されたと推測することは可能であろう¹⁶⁹⁾。また、与親は、上述した寛永21年の補任状写には、「来田新左衛門藤原与親」とある。そのため、寛文4年の来田新左衛門も、与親の可能性が高く、もし、これが事実ならば、与親は半世紀以上にわたり、大工職を所持したといえる。一方、尹親は補任状写以外の史料でその名前を見出せない。

寛文6年から約1世紀にわたり西井家が大工職を継承する。寛文6年(1666)に「西井長右衛門広辰」¹⁷⁰⁾が見出せ、以下、実名が判明する工匠は、享保8年(1723)の長大夫広好¹⁷¹⁾、宝暦8年(1758)の長大夫広程¹⁷²⁾が挙げられる。この後、複数の工匠家により大工職が継承される。天明2年(1782)に堤世古長大夫¹⁷³⁾、天明8年(1788)から文政5年(1822)にかけて福田外記久親¹⁷⁴⁾、文政5年(1822)より明治2年(1869)にかけて、高矢部芳延・芳寿が見出される¹⁷⁵⁾。

4. まとめ

内宮では16世紀70年代の天正3年仮殿遷宮以降、外宮では16世紀50年代の永禄6年式年遷宮以降、頭工や頭代といった大工職に補任される工匠名や工匠家が知られ、下記の点が明らかとなった。

(i) 1つの工匠家が、16～19世紀を通してほぼ独占して大工職を継承。

15世紀末から内宮二頭方頭工を、ほぼ継承した高向家。天正3年(1575)の内宮仮殿遷宮の頃から、三頭方頭工を継承した坂家、一頭方頭代を継承した久保倉家、三頭方頭代を継承した梅谷・原家。外宮の天正13年(1585)式年遷宮の頃から、外宮一頭方頭工を継承した北家が挙げられる。尚、14世紀後期から外宮三頭方頭工を継承していた藤井家は、19世紀初頭に大工職を中西家に譲る。

(ii) 1つの工匠家が、複数の大工職を継承。

北(来田)家は、16世紀後半から、外宮一頭方頭工・外宮二頭方頭代・外宮三頭方頭代を継承し、二頭方頭代・三頭方頭代は17世紀中期まで継承する。久保倉家は、16

世紀後半から、内宮一頭方頭代と外宮二頭方頭代を継承し、前者は18世紀初頭、後者は19世紀中期まで継承する。上記二家よりも後発であるが、杉木家は、17世紀初頭から19世紀初頭まで、内宮一頭方頭工・内宮二頭方頭代を継承し、また、18世紀の中・後期に内宮一頭方頭工を継承する。その他、短期間複数の大工職を所持した工匠家として、外宮三頭方頭工・頭代を継承した福島家、内宮四頭方頭工・頭代を継承した山本家が挙げられる。

尚、小工の系譜については、次稿において検討したい。

注

注1) 拙著『中世日本建築工匠史』相模書房 平成18年 第2部第2章参照。

注2) 大河直躬「大工職成立についての覚書」建築史研究27 昭和33年。

注3) 本稿は、拙稿「頭工と頭代の系譜について—16～17世紀における伊勢神宮の工匠組織に関する研究 その1—」日本建築学会計画系論文集643号 2009年9月と、拙稿「中・近世の神宮式年遷宮における建築工匠の活動形態について」明治聖徳記念学会紀要 復刊第50号 平成25年11月の三頭工に関する記述内容を元に、その後の知見を加えて再構成したものである。

注4) 16世紀以前の系譜については、前掲注1拙著参照。

注5) 「造内宮工補任引付」31 (『三重県史』資料編 (以下『県史』と略す) 中世1 (上))。前掲注1拙著 巻末表-16参照。

注6) 「外宮引付」21 (『県史』中世1 (上))。

注7) 神宮文庫8241。縦27.5cm、横20.1cm。天正2年(1574)から寛文9年(1669)頃迄の神宮工の系譜を記した史料。遷宮ごとに作成された補任帳(天正二年補任帳、慶長遷宮補任帳、寛永遷宮補任帳、慶安遷宮補任帳、万治臨時遷宮新補任帳)をもとに、頭工・頭代・小工全ての大工職の移動について記す。内容は、①「四方職役新古次第」、②「忌鍛冶職三人補任之次第」、③「寛文遷宮新古補任職役次第」に分けられる。①は、上述した補任帳を元にして、天正2年から万治2年(1659)に至る神宮工の大工職の移動について記す。②は、天正遷宮時において、藤原末吉、久保倉弘長、一木道次の各氏が所持した忌鍛冶職のその後の移動について記す。③は、寛文9年(1669)の式年遷宮における各大工職所持者を記す。本書の作成年代は、③より寛文9年(1669)の式年遷宮以後と言える。また、12年後の天和元年(1681)の火災についての記述がない。そのため、寛文9年から延宝8年(1680)の間に作成されたと推定される。但し、後述するように、多数の錯誤が存在するため、他の資・史料による確認作業が必要である。

注8) 天正13年の「内宮頭工等連署請文写」(慶光院文書182『県史』中世1(下))には「康安」とあり、「内宮頭工等連署請文」(引付7『県史』中世1(下)別冊、年不詳であるが大工職補任に関する内容であるため、天正13年か)には「広安」とある。尚、「廣」及び「弘」を名前の片字に持つ工匠の事例として、他に東福寺の工匠が挙げられる。東福寺では、南北朝時代から室町時代後期にかけて、「廣」及び「弘」を名前の片字に持つ工匠が大工職を継承し、さらに、江戸時代では寛永19年(1642)から幕末まで代々「大工越後」等を称する。永井規男「東福寺大工の系譜について」日本建築学会大会学術講演梗概集 1989年、及び同氏「草創期の東福寺とその大工たち」日本建築学会計画系論文報告集431号 1992年1月参照。

注9) 「慶光院文書4」『県史』中世1(下)。

注10) 「内宮寛正遷宮造営料足注文写」(退蔵文庫旧蔵神宮関係古文書65『県史』中世1

- (下))。この文書は、寛正3年(1462)9月吉日の年号を記すが、県史の校訂者は「寛正3年の例を慶長年間に注進したものか」と記す。
- 注11)「享保御造営格式」(『神宮御杉山記録』1巻 神宮司庁。以下『杉山記録』と略す)。
- 注12)「文化御遷宮御造営日次」神宮文庫10442、但し、同文書の文化14年3月24日が杉本宗大夫の資料上での下限である。「御遷木着見分記」『杉山記録』2巻。
- 注13)「文政正遷宮記」神宮文庫2549、「明治二年一禰宜氏朝日記草稿」『大神宮故事類纂』遷宮部78冊。
- 注14)「外宮子良館旧記」『続群書類従』第一輯下。
- 注15)「外宮天文引付」『県史』中世1(上)。
- 注16)『神宮遷宮記』国書刊行会 神宮司庁。以下、この史料集からの引用史料については、本稿では出典を明示しない。
- 注17) 前掲注10参照。
- 注18)「慶光院文書182」『県史』中世1(下)。
- 注19)「常基古今雑事記」内閣文庫142-122。
- 注20)「御造営旧日記集」(「類聚遷宮例」『神宮神事考証』補遺上)、「両宮御遷木大港着岸覚」『杉山記録』。
- 注21)「享保年中頭工引付」内閣文庫142-556。上述した「高向九郎左衛門」と同一人物かもしれない。
- 注22)「寛保三年木造始之記」宮内庁書陵部217-230。
- 注23)「明和遷宮記」神宮文庫2591。
- 注24)「神宮編年記」『大神宮故事類纂』、「御造宮御用日記1」神宮文庫2204。ところで、「神境秘事談 中」(『神宮隨筆大成』後篇)には、「上部左衛門か家はもと高向氏なり、中昔上部左近か家よりかの家をつき、此系統によりて上部と姓をあらため」とあり、高向家と上部家は同系統の家と考えられる。
- 注25)「御造宮御用日記1」神宮文庫2204。
- 注26)「明治二年一禰宜氏朝日記草稿」『大神宮故事類纂』遷宮部78冊。
- 注27) 荒木田弘次・弘久から政廣まで、約百年の隔たりがあり、「弘(廣)」の片字を両者が偶然共有したと考えることも可能である。しかし、後述するように、政廣から三頭工職を継いだ坂尚盛は、「系図」には「三頭職政廣闕替坂源市郎荒木田尚盛」とあり、荒木田尚盛と記され、後に三頭工職を尚長に譲る際には藤原尚盛とも記す。政廣から三頭工職を継承するため、あえて荒木田尚盛と記したのかもしれないが、このことは、政廣が荒木田氏と深い関係を有する工匠であったことを示唆するとはいえないだろうか。何れにせよ、荒木田弘次・弘久と政廣が同じ系統の工匠家であるといった確証はなく、あくまでも推測の域を出ない。
- 注28)「引付」7(『県史』中世1(下)別冊)、「慶光院文書113」(『県史』中世1(下))。
- 注29)「萬治元年内宮回祿記」内閣文庫142-727。
- 注30)「内宮御造営御入用帳控」神宮文庫11610。
- 注31)「神宮編年記」『大神宮故事類纂』、「御造宮御用日記1」神宮文庫2204。
- 注32)「内作所御宮日記」『大神宮故事類纂』遷宮部4冊。
- 注33)「慶光院文書113及び182」(『県史』中世1(下))。
- 注34)「萬治元年内宮回祿記」万治元年閏2月7日条 内閣文庫142-727。
- 注35)「両宮御遷木大湊着岸覚」『杉山記録』第1巻、「寛保三年木造始之記」宮内庁書陵部217-230。
- 注36)「明和遷宮記」神宮文庫2591、「明和六年両宮新殿御上棟行事」内閣文庫142-575。
- 注37)「神宮編年記」『大神宮故事類纂』、「文政正遷宮記」神宮文庫2549。
- 注38)「御遷木着見分記」『杉山記録』第2巻、「文政正遷宮記」神宮文庫2549。

- 注39) 「御造宮御用日記2」神宮文庫2204、「内作所御造宮日記」『大神宮故事類纂』遷宮部11冊。
- 注40) 「内作所御造宮日記」『大神宮故事類纂』遷宮部12冊、「内作所御宮日記」『大神宮故事類纂』遷宮部4冊。
- 注41) 「慶光院文書182」（『県史』中世1（下））。
- 注42) 神宮文庫10992。拙著『伊勢神宮を造った匠たち』吉川弘文館 2013年 第4章参照。
- 注43) 「萬治元年内宮回祿記」万治元年（1658）閏2月7日条 内閣文庫142 - 727。
- 注44) 「両宮御遷木大港着岸覚」『杣山記録』第1巻。
- 注45) 「享保年中頭工引付」、「江戸御礼勤方日次」『杣山記録』第1巻。
- 注46) 「寛保三年木造始之記」宮内庁書陵部217-230、「内宮御造営御入用帳控」神宮文庫11610。
- 注47) 「神宮編年記」『大神宮故事類纂』、「文政正遷宮記」神宮文庫2549。
- 注48) 「文政正遷宮記」神宮文庫2549、「御造営御用日記1」神宮文庫2204。
- 注49) 「御造営御用日記1」神宮文庫2204。
- 注50) 「御造営御用日記7」神宮文庫2204。
- 注51) 「御造営御用日記23」神宮文庫2204、「内作所御宮日記」『大神宮故事類纂』遷宮部4冊。
- 注52) 「明治二年一瀬宜氏朝日記草稿」『大神宮故事類纂』遷宮部78冊。
- 注53) 前掲注28の慶光院文書参照。
- 注54) 前掲注10参照。
- 注55) 「慶長御遷宮日次」内閣文庫 特121-12。この文書は、稲本紀昭「史料紹介 国立公文書館所蔵『天正九年御遷宮日次』・『慶長御遷宮日次』」三重県史研究18号 2003年5月に、翻刻文が掲載される。
- 注56) 「慶安御遷宮記録」『大神宮故事類纂』遷宮部33冊。
- 注57) 『大神宮故事類纂』。
- 注58) 内閣文庫142-727。
- 注59) 前掲注20参照。
- 注60) 「寛保三年木造始之記」宮内庁書陵部217-230。
- 注61) 「神宮編年記」『大神宮故事類纂』。
- 注62) 「文化御遷宮御造営日次」神宮文庫10442。寛保3年（1743）の杉木左京とは半世紀以上離れているため、文化14年の杉木左京とは別人であろう。
- 注63) 「文化御遷宮御造営日次」神宮文庫10442。
- 注64) 注63参照。
- 注65) 「内宮作所荒木田氏晴拳状」（「藤波家旧蔵天正文書」『県史』中世1（下））。
- 注66) 「萬治元年内宮回祿記」内閣文庫142 - 727。
- 注67) 「両宮御遷木大湊着岸覚」『杣山記録』第1巻。
- 注68) 前掲注20参照。
- 注69) 前掲注61参照。
- 注70) 前掲注63参照。
- 注71) 「文政正遷宮記」神宮文庫2549。
- 注72) 前掲注32参照。
- 注73) 前掲注13参照。
- 注74) 前掲注18参照。
- 注75) 前掲注10参照。ところで、前掲注10の文書には、「系図」と異なる工匠名も記すが、史料の制約から、その工匠名を他の文献で確認できない。前掲注10の文書は、寛正3年式年遷

宮における各社殿の工事費等について記したもので、それを注進した工匠名を記す。その工匠名の中には、実在が確認できる工匠もいる。そのため、工匠名を誤記する可能性があるにせよ、故意に他の工匠名を書く性格の文献ではないと推測される。よって、前掲注10の文書に記された工匠名は、新知見の可能性も否定できない。いずれにせよ、慶長期の造営文書は少ないため、前掲注10の文書に記された工匠名の確認については、後考をまつこととした。

注76) 前掲注29参照。

注77) 「享保年中頭工引付」。

注78) 「明和遷宮記」神宮文庫2591。

注79) 「神宮編年記」『大神宮故事類纂』。

注80) 「文化御遷宮御造営日次」神宮文庫10442。

注81) 「御造宮御用日記1」神宮文庫2204。

注82) 「御造宮御用日記」神宮文庫2264。

注83) 「内作所御造宮日記」『大神宮故事類纂』遷宮部4冊。

注84) 前掲注32参照。

注85) 『永禄記』天文24年(1555)4月16日条。尚、永禄6年の外宮式年遷宮については、拙稿「永禄6年と天正13年の式年遷宮について—中世伊勢神宮の造営組織に関する研究 その4—」日本建築学会計画系論文集627号 2008年5月参照。

注86) 「退蔵文庫旧蔵神宮関係古文書」60(『県史』中世1(下))。尚、『神宮文庫所蔵和書総目録』の18347号文書(天正13年)の差出人に「北長右衛門尉」とある。

注87) 「慶光院文書92、181」『県史』中世1(下)。

注88) 「北家由緒記・掃守北家系図」神宮文庫2109所収。拙著『伊勢神宮を造った匠たち』吉川弘文館 2013年の第4章2に系図を載せる。この系図は、「掃守氏北家系図」の内容に「校訂度会系図」(『神宮古典籍影印叢刊5・1 神宮禰宜系譜』八木書店 1985年)により一部補訂を加え、また、工匠ごとに所持した大工職を併記した。尚、「伊勢御師と来田文書」『京都大学文学部 博物館の古文書 第7輯』1990年 思文閣出版に、北(来田)氏の系図等が記される。北氏については、この論文によるところが大きい。

注89) 前掲注55参照。

注90) 内閣文庫142-877。縦24.6cm、横17.8cm。天正12年(1584)から慶安5年(1652)迄の神宮工の補任状の写を纏める。上下2冊からなり、上は天正12年から寛永6年(1629)まで62点、下は寛永21年(1644)から慶安5年まで65点の補任状の写を取めるが、下の2/3は年月日を記さない。

上では、慶長13~15年(1608~10)、寛永4~6年(1627~29)に発給されたものが大部分を占め、下では、年月日を記すものが少ないが、中でも寛永21年(1644)もしくは正保4年(1647)に発給されたものが多い。また、藤原敏国のように、慶長14年(1609)と元和6年(1620)の2回にわたり補任状が発給される事例もある。

所収された補任状写は、上巻では、造宮所が発給する奉書(もしくは御教書)と作所が発給する拳状、下巻では、上記2点に加えて作所から工匠へ下される奉書がある。また、小工に関する補任状写には、例えば「造外宮三頭方小工職」と記され、「系図」のように、「三頭方小工職三番」のような頭方内の順番に関する記述はない。ところで、上巻においては、補任状の筆跡がほぼ同一であり、同一人物により筆写されたと推測される。一方、下巻は、筆跡が上巻のものとは異なり、しかも複数の人物により筆写されたと推測される。但し、後述するように、本書中には偽書も多く所収されている。そのため、「系図」と同様に、他の資・史料による確認作業が必要といえる。

注91) 「北氏」の出雲家友親の5代後に常親とあるが、員親と兄弟関係については不明。

- 注92)『寛文九年外宮遷宮記』。
- 注93) 前掲注92参照。
- 注94)『寛文九年外宮遷宮記』。
- 注95)『元禄二年外宮遷宮記』。
- 注96)『宝永六年外宮遷宮記』。
- 注97)「享保十四年外宮遷宮記」神宮文庫2376。
- 注98)「明和正遷宮記」内閣文庫142 - 507
- 注99)『寛政元年外宮遷宮記』。
- 注100)「文政御遷宮御造営日次」神宮文庫10442。
- 注101)「天保十三年壬寅年正月頭頭代小工御補任写集」神宮文庫2240。
- 注102) 前掲注1の拙著170頁表17参照。
- 注103)『永禄記』天文24年4月16日条（『神宮遷宮記』巻4）及び「永禄記」11、38（『県史』中世1（下））。弘正から弘実まで、約80年の隔たりがあり、前述した内宮三頭工と同様に「弘」の片字を両者が偶然共有したと考えることも可能。
- 注104) 慶光院文書92、181。
- 注105)「慶長御遷宮日次」。
- 注106) 前掲注88の拙著131頁の図16参照。また、なぜ年月日の異なる補任状を2通発給したかについては不明。
- 注107)「慶安御遷宮記録」『大神宮故事類纂』遷宮部33冊。
- 注108)『寛文九年外宮遷宮記』。
- 注109)『元禄二年外宮遷宮記』。
- 注110)「享保十四年外宮遷宮記」。
- 注111)「明和正遷宮記」内閣文庫142 - 507。
- 注112)「寛延正遷宮記」内閣文庫142 - 510。
- 注113)「天保十三年頭頭代小工御補任写集」神宮文庫2240。
- 注114)「常庸卿公文所当用録」『大神宮故事類纂』遷宮部82冊。岩渕家は、岩渕久保倉家とも称され、久保倉家の分家の一つ。前掲注42の拙著参照。
- 注115) 三頭方頭工職を代々継承した藤井氏は、中世末期に宮後三頭大夫と呼ばれた。この神宮御師宮後三頭大夫については、横山智代「中世末期伊勢御師の為替一宮後三頭大夫文書を中心に一」日本女子大学大学院文学研究科紀要 第7号 平成12年、久保松和則『伊勢御師と旦那一伊勢信仰の開拓者たち一』弘文堂 平成16年 等に概説がなされる。久保松著書の序章では、「下知状」をもとに、その系譜を復元するが、「下知状」所収の文書の史料批判を行っていないため、その内容は再考を要する。
- 注116)「頭工引付」神宮文庫4266、『永禄記』天文24年4月16日条。
- 注117)「永禄記」2（『県史』中世1（下））、「慶光院文書181」。
- 注118)「慶光院文書92」。
- 注119) 神宮文庫13926。
- 注120)「慶長御遷宮日次」。
- 注121)『寛文九年外宮遷宮記』。
- 注122)『元禄二年外宮遷宮記』。
- 注123)「享保十四年外宮遷宮記」。
- 注124)「宝暦十三年未歳木造始記」宮内庁書陵部217 - 295。
- 注125)「文化五年正遷宮記付録」神宮文庫2534。
- 注126)「文化遷宮山口祭祀」（『類聚遷宮襍例』『神宮神事考証』補遺上）。
- 注127)「文政御遷宮御造営日次」神宮文庫10442。

- 注128)「天保十三年頭頭代小工御補任写集」神宮文庫2240。
注129)「天保十三年頭頭代小工御補任写集」神宮文庫2240。
注130)「常庸卿公文所当用録」『大神宮故事叢書』遷宮部82冊。
注131)「永祿記」1(『県史』中世1(下))。
注132)「慶光院文書181」。
注133)「退蔵文庫旧蔵神宮関係古文書」37。36号文書の年号が慶長14年であるため、この頃の作成か。また、「慶長御遷宮日次」にも、慶長14年の式年遷宮に際し作成された「補任之事」に「谷左馬」とある。尚、三重県史研究の翻刻文では、元和6年を元和元年と誤記する。
注134)『寛文九年外宮遷宮記』。
注135)『元禄二年外宮遷宮記』。
注136)「寛延正遷宮記」神宮文庫7019。
注137)『神宮随筆大成』後篇。
注138)「明和遷宮勤仕録」(「類聚遷宮襍例」『神宮神事考証』補遺上)。
注139)『寛政元年外宮遷宮記』。
注140)「明和正遷宮記」内閣文庫142-507。
注141)「天保十三年頭頭代小工御補任写集」神宮文庫2240。
注142)「常庸卿公文所当用録」『大神宮故事叢書』遷宮部83冊。
注143)「外宮天文引付」(『県史』中世1(上))。
注144)「退蔵文庫旧蔵神宮関係古文書」52、53。
注145)「永祿記」14。
注146)「慶光院文書181」。
注147)「白米家文書」(『県史』中世2 補遺1)。
注148)「外宮作所松木幸彦等米請取状 写真28」(「伊勢松木文書」『京都大学文学部 博物館の古文書 第12輯』1994年 思文閣出版)。
注149)「慶長御遷宮日次」には「二頭々代 勝蔵北監物」とあり、監物家出身の勝蔵であるかのように記す。しかし、二頭代職は、友親・重親と出雲家が継承しており、当然その子孫が継承するものと推測した。但し、勝蔵を名乗っていても「北氏」に記さなかった可能性もある。後述する三頭代市兵衛(与親か?)は、「慶長御遷宮日次」には、「三頭々代 市兵衛北勝蔵」とあるものの、「北氏」の与親には「勝蔵」との書き込みはない。そのため、ここで勝蔵を辰親や国親とみなすのは、あくまでも推測の域をでない。尚、注55の翻刻文では、勝蔵を伊親と特定するものの、その根拠を明示しない。
注150)「慶安御遷宮記録」。
注151)『寛文九年外宮遷宮記』。
注152)『元禄二年外宮遷宮記』。
注153) 前掲注112。
注154)「寛延正遷宮記 上」及び『寛延二年外宮遷宮記』。
注155)「宝曆十三年未歳木造始記」宮内庁書陵部217 - 295。
注156)「明和遷宮勤仕録」(「類聚遷宮襍例」『神宮神事考証』補遺上)。
注157)「明和正遷宮記」内閣文庫142 - 507、「文化遷宮山口祭祀」。
注158)「文政御遷宮御造営日次」神宮文庫10442。
注159)「文政御遷宮御造営日次」神宮文庫10442、「天保十三年頭頭代小工御補任写集」神宮文庫2240。
注160)「御遷木着見分記」『杣山記録』第2巻。
注161)「湯舟沢蘭山本伐開札日記 全」『杣山記録』第2巻、「常庸卿公文所当用録」『大神宮故事叢書』遷宮部83冊。

- 注162) 「退蔵文庫旧蔵神宮関係古文書」52、53。これら文書は、永禄6年外宮式年遷宮の際に作成されたもので、山入料等に関するものであることから、天文24年と推定した。永禄6年外宮式年遷宮に関しては、前掲注1の拙稿参照。
- 注163) 前掲注88「伊勢御師と来田文書」所収「来田文書 写真21」。
- 注164) 天正13年(1585)の「外宮頭工等連署請文写」(慶光院文書181)では、三頭代として忠親を記す。しかし、「北氏」では、忠親は天正6年(1578)没と記す。あるいは、意親が天正13年に外宮一頭工であったため、請文中に意親の名前が重複して記されるのを避けるため、あえて7年前に他界した祖父の名前を三頭代として記したのであろうか。それとも、どちらかの文書に年号等の錯誤があるのだろうか。今後の課題としたい。
- 注165) 「慶長御遷宮日次」、「伊勢松木文書 写真28」。
- 注166) 「寛文四甲辰年御正殿千木顛倒御修復萬事覚書」神宮文庫1600。
- 注167) 2通の補任状のうち作所挙状が「慶長御遷宮日次」に収められる。「慶長御遷宮日次」所収の文書は、慶長以下の年号が欠落するものの、「補任記」所収文書の欠字を補う部分がある。
- 注168) 前掲注88の「伊勢御師と来田文書」18頁参照。
- 注169) 前掲注149で記したように、「慶長御遷宮日次」には、「三頭々代 市兵衛北勝蔵」とある。前掲注29の翻刻文では、「市兵衛北勝蔵」を国親と特定するが、その根拠は明示しない。尚、本稿で検討した内容から、監物家が代々継承した三頭代職を、出雲家の国親が継承する可能性は極めて低いといえる。
- 注170) 『寛文九年外宮遷宮記』。
- 注171) 「享保十四年外宮遷宮記」。
- 注172) 「明和正遷宮記」内閣文庫142 - 507。
- 注173) 「寛政遷宮勤仕録」(「類聚遷宮裸例」『神宮神事考証』補遺上)。
- 注174) 「寛延正遷宮記」内閣文庫142・510、「天保十三年頭頭代小工御補任写集」神宮文庫2240。
- 注175) 「天保十三年頭頭代小工御補任写集」神宮文庫2240、「常庸卿公文所当用録」『大神宮故事叢書』遷宮部83冊。

(2015年3月20日受理)